新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ

ワクチンの効果や副反応について 正しく理解しましょう

問 湯浅町コロナワクチン相談窓口(9番窓口) **☎22-3830**

| 新型コロナウイルスの感染対策 |

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いていま す。現在主流となっている「デルタ株」と呼ばれるウイル スの変異株は感染力が非常に強く、湯浅保健所管内でも 感染者が増えています。ウイルスの感染から身を守るた めに私たちにできることは、マスク着用や手指消毒を行 い、人の多く集まる場所・時間帯を避けて行動する感染 防止の徹底と、もう一つがワクチンの接種です。

若年層の健康・命を守り ます

- ・高齢者や持病のある家 族を守ります
- ・感染による病状や後遺 症の苦しみ、社会生活や 学校生活での不安を無 くすことができます



│ワクチンの有効性と副反応のリスク│

ワクチンを接種する目的は、新型コロナウイルス感染症 の発症を予防し、死亡者や重症者をできるかぎり減らし、結 果として感染症のまん延を防ぐことです。全国的にワクチン 接種が進んでいる高齢者については、感染者数に占める割 合が小さくなり、重症化も抑えられている傾向にあることか ら、ワクチンの有効性が現れていると分析されています。一 方で若い世代では、副反応のリスクへの心配や誤った情報 の拡散によって、接種をためらう人も多いようです。

- 接種後に接種部位の痛 みや発熱、頭痛等の副 反応が生じることがあり ます(通常、数日以内に 治まります)
- ・まれに強いアレルギー反 応で急性のアナフィラキ シーが起きることがあり ます

ワクチンの有効性とリスクの両方を正しく理解したうえで ワクチン接種をご検討ください。

※新型コロナワ クチンQ&A (厚生労働省ホ ームページ)



| 9月後半以降のワクチン接種

湯浅町ではすでに多くの方が接種を終え、また予約申 込を済ませていることから、町内放送でお知らせしたとお り、ワクチン接種は9月でひとまず終了となる予定です。 新型コロナワクチンは1本で6人に接種しますので、この 先新たな希望者がさらに少なくなると、接種する人数が 揃うまで待っていただくことになります。さらに接種率が 70パーセントを超える9月後半以降は、接種が進んでい ない自治体にワクチンが優先的に割り当てられるため、 湯浅町にはワクチンは配付されなくなります。

ワクチンが接種できなくなることは、まだしばらくはあり ませんが、ご自身の都合の良い日時や医療機関を指定し て接種することはできなくなりますので、あらかじめご了 承ください。

ワクチン接種率 (8月22日時点)

■接種対象者全体(12歳以上)

| ■ 文字/3 お日工件・(12 成の工/ | | | |
|----------------------------|-------|-------|-------|
| 接種回数 | 湯浅町 | 和歌山県 | 全国平均 |
| 1回目の 接種を終えた人 | 64.7% | 58.1% | 44.2% |
| 2回目の 接種を終えた人 | 53.8% | 47.7% | 34.3% |

湯浅町接種対象者10,883人

※新型コロナワクチンに関する最新の情報は、 湯浅町ホームページで公表しています。

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方は

|郵便等投票による 「在者投票ができます

湯浅町選挙管理委員会(16番窓口)

≈64-1108

特例郵便等投票による不在者投票は、新型コロナウイルス 感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該 当する方が郵便等で投票できる制度です。

なお、新型コロナウイルス感染症により指定病院等に入院 されている方は、従来通り当該指定病院等で投票することが できます。

※濃厚接触者は対象ではありません。投票のために外出することは 「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票していた だいて差し支えありません。ただし、投票にあたって、手洗いや消 毒、マスク着用など必要な感染拡大対策等にご協力をお願いします。





員会までお問合せください

ムページまたは湯浅町選挙管理委

続きなど詳しくは、

湯浅町の

ホ

投票用紙の請求手続きや投票の手

の現住する場所 自宅・宿泊 療養施設等、

ご自



固又は30万円以下 Ś 詐偽投票罪

POST

選挙法上 ては、 に対する干渉 公正確保

特例郵便等投票の手

0)

ため

め他人の投票子続きにおい

年以下の禁固又は30万円以下 の方法による投票につ 一の罰則 らやなりす (投票干渉罪 の罰金) (2年以下 いて、 まし等詐欺 公職 'n · の 罰

ると見込まれ

る方

から選挙の当日までの期間にかか

に係る期間が、

選挙期日

1の告示日

※投票用紙の請求につ 挙の期日4日前までになります のでご注意ください 11 ては、 選

期

対

象者

選挙の 前日までの 告示 間 Ě 0) 翌日 か b 投票日

0

自粛要請または隔離・停留の措置投票用紙等の請求時において外出

特定患者等に該当す

る選挙人で

令和3年9月 6